

部落差別(同和問題)



私たちは、本来、一人ひとりが幸せを感じる「個人」として尊重されるべきであり、その人の住所や出身地などの違いによって差別を受ける理由は何らありません。

しかし、住んでいる地域や出身を理由に差別をし、就職や結婚などといった、人生における重要な権利を侵害するという「部落差別(同和問題)」が存在します。

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域に生まれた又は住んでいたという理由で、日常生活において様々な差別を受けるといって日本固有の重大な人権問題です。

日本国憲法の制定により、平等の原則は保障されましたが、今なお、差別や偏見が完全に解消されたとはいえません。

差別には、心理的差別と実態的差別があり、心理的差別は、「同和地区住民」「被差別部落住民」と称された人々との交流や結婚をばんだり、落書きなどの文字や言葉で相手を傷つけたりするもので、心の奥底に存在しているものです。

また、実態的差別とは、生活環境が悪かったり、差別により職に就けず生活そのものが不安定だったりすることです。実態的差別は、国の事業等により、徐々に解消されてきました。

しかし、「差別をしてはいけない」という意識は広まっているものの、知識としての理解にとどまり、具体的な行動において十分現われていない

ということが大きな課題です。例えば、インターネット上の差別的な書き込み等の事案は依然として存在しています。

私たち一人ひとりが、この「部落差別(同和問題)」について深く学習し、正しい認識を持ち「差別をなくす」取組を進めることによって、明るい人権尊重社会を築くことができます。

平成二十八年(二〇一六年)十二月十六日に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。

この法律は、現在もなお部落差別(同和問題)が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別(同和問題)に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別(同和問題)の解消を推進し、部落差別(同和問題)のない社会を実現することを目的としています。

詳しくは法務省ホームページ
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html
 をご参照ください。



えせ同和行為とは

(令和3年12月 法務省人権擁護局 えせ同和行為対応の手引より抜粋)

部落差別(同和問題)の解決に寄与しているかのように装って、企業・個人などに不当な利益や義務のないことを要求する行為です。えせ同和行為は、部落差別(同和問題)に対する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっており、部落差別(同和問題)の解決を阻害するものです。

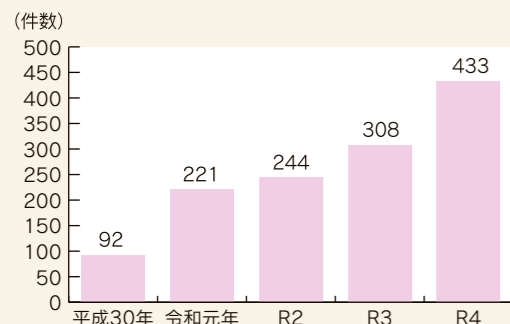
安易な妥協は、被害の拡大と差別の助長につながります。部落差別(同和問題)の解決に向けて、えせ同和行為に対して毅然とした態度で要求を拒否することが求められています。

不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨み、つけ入るすきを与えないことが肝要です。

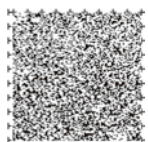
えせ同和行為排除の目的は、当該違法・不当な行為の排除と同時に、新たな差別意識の発生を防止し、部落差別(同和問題)を解決するところにあります。

真に差別のない平和で住みよい社会の実現のため、一人一人が責任と勇気を持って、えせ同和行為の排除のために取り組むことが必要です。

●部落差別(同和問題)に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

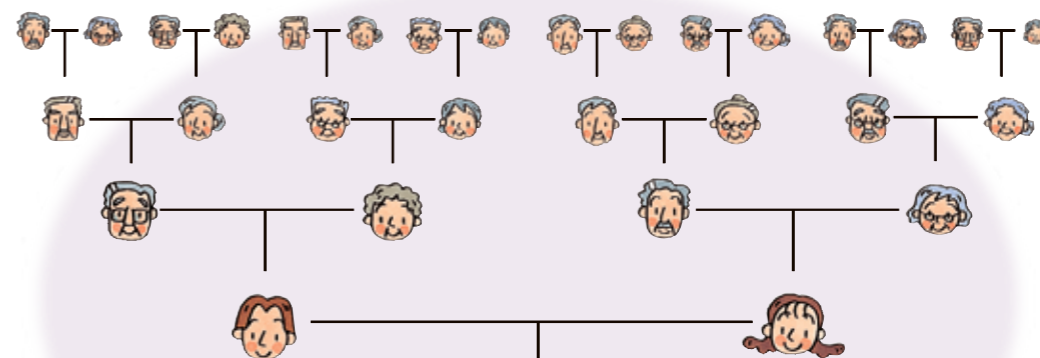
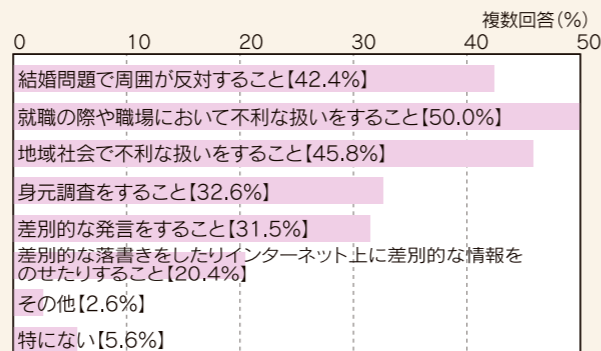


法務省人権擁護局作成
 令和5年度版人権の擁護より引用



●熊本市人権・男女共同参画に関する市民意識調査(熊本市・令和5年(2023年)10月)

部落差別(同和問題)であなたが人権上、特に問題があると思うものはどのようなことですか。



血すじ・家がらって
 なんだろう

わたしたちの祖先を27代さかのぼると約1億3千万人の血をうけています。このことから、みんなどこかでつながっている可能性をもっています。血が通う、祖先がちがう、生まれがちがうという考えは、おかしいと思いませんか。

それは人が支配するために人によって創られた差別の思想です。

いまわたしがいるのは、おとうさんとおかさんがいたからです。おとうさんとおかさんがうまれたのは、おじいさんとおばあさんがいたからです。たくさんの方がいたからいまのわたしがうまれた。わたしが、こともうんだらおかさんになります。

